常滑市新学校給食共同調理場 維持管理•運営事業

審査基準書

令和4年5月 常 滑 市

目 次

第 1	審査基準書の位置づけ	1
第 2	審査の概要	1
	審査方式 審査委員会の設置	
第 3	審査の流れ	2
第 4	資格審査	3
	資格審査参加資格審査結果の通知	
第 5	総合審査	3
2 3	書類不備の確認	3
第6	提案者の順位の決定	6
第 7		6

添付資料

別紙1 審査表

第1 審査基準書の位置づけ

常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業審査基準書(以下「審査基準書」という。)は、常滑市が常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業(以下「本事業」という。)の実施にあたって、優先交渉権者を特定するための方式及び審査の基準等を示すものである。

なお、本審査基準書は、別に公表する実施要項等と一体をなすものである。

第2 審査の概要

1 審査方式

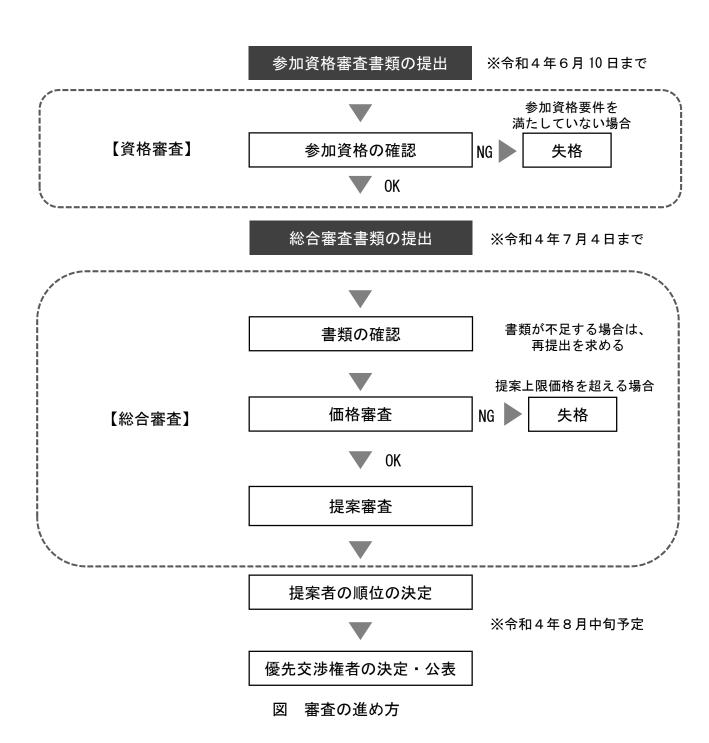
常滑市新学校給食共同調理場(以下「本施設」という。)の維持管理・運営においては、本施設の設計、整備事業の市の支援と、供用開始に向けた準備、本施設の維持管理・運営に係る業務に関する専門的な知識や技術が求められる。優先交渉権者の特定にあたっては、提案価格のほかに、技術的な提案内容も審査する公募型プロポーザル方式を採用する。

2 審査委員会の設置

提案内容の審査にあたっては、常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。 なお、審査委員会の委員は、以下のとおりである。

区分	氏 名	役職
委員長	奥野 信宏	公益財団法人名古屋都市まちづくり公社
安貝文 	契封 信仏	名古屋都市センター長
委員	上原 正子	愛知みずほ短期大学 客員教授
委員	新帶 佳代子	常滑市立鬼崎南小学校 栄養教諭
委員	庄子 健	常滑市総務部長
委員	西田 さなえ	常滑市教育委員会教育部
安貝		学校給食共同調理場 副主幹

第3 審査の流れ



第4 資格審査

1 資格審査

資格審査では、参加資格審査書類提出者から提出される資格審査に関する書類をもとに、参加資格を満たしているか否かを確認する。本審査は常滑市の事務局が 実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は次のとおりとする。

審査事項	審査の内容
参加資格要件	実施要項の各項目

2 参加資格審査結果の通知

常滑市は、参加資格審査の結果を参加表明書提出者の代表企業に通知する。

第5 総合審査

1 書類の確認

常滑市は、提案者から提出された提案書類等が全て揃っていることを確認する。ただし、書類が不足する場合は、再提出を求める。

2 価格審査

常滑市は、提案者が提出した提案価格が、提案上限価格以内であることを審査する。

提案上限価格を超える場合は失格とする。

提案上限価格を超えない提案者については、価格審査の得点化を実施する。

3 提案審査

提案審査は、提案者が提出した提案内容に関する審査を実施する。

提案審査は、審査委員会が、提案者が提出した提案内容に対して、次の審査項目 に対して審査表(別紙1)に示す審査の視点に基づき審査を実施する。

(1) 事業計画全体

- ①取組方針
 - 1) 本事業の目的の理解と事業者独自のノウハウやアイディア

- ②実施体制
 - 1) 本事業を確実かつ効果的に実現する実施体制
 - 2) 維持管理事業者の実績
 - 3) 運営事業者の実績
- ③リスク管理
 - 1) 本事業におけるリスク分析やリスク分担、リスク発生時の対応策
- ④地域経済への貢献
 - 1) 地元雇用
- ⑤環境への配慮
 - 1) 「とこなめゼロカーボンシティ宣言」を踏まえた提案
- ⑥市へのサポート
 - 1) より良い新学校給食共同調理場としていくための支援や協力

(2) 開業準備業務

- ① 開業準備
 - 1) 供用開始日から確実に給食を提供するための開業準備

(3)維持管理業務

- ① 維持管理業務
 - 1) 安全で効率的な維持管理が実施できる体制や計画

(4) 運営業務

- ① 安全かつおいしい給食の提供
 - 1) 運営業務実施体制等
 - 2) 衛生管理
 - 3) トラブル対応策(食物アレルギー対応策を除く)と災害時対応
 - 4) 食物アレルギー対応策と離乳食の提供
 - 5) 配送及び回収の対応
- ② 食育の推進
 - 1) 見学者が楽しく学べる工夫や市が実施する食育に対する支援
- ③ 従業員の育成及び働く意欲の向上
 - 1) 従業員の育成とモチベーションを保つ工夫

4 各審査の得点化

(1) 審査点の考え方

審査点は、価格審査点(30点満点)と提案審査点(70点満点)を合計し、総合審査点(100点満点)を算出する。

総合審査点	=	価格審査点	+	提案審査点	
(満点 100 点)		(30 点)		(70 点)	

(2) 価格審査の得点化

価格審査点は、次の方法により得点化する。

価格審査点=30点-(((提案価格)-(最低提案価格))÷10,000,000×0.2)

なお、価格審査点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを 求める。

(3)提案審査の得点化

提案審査点は、審査項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。なお、提案審査点は、小数点第2位までを求める。

評価	評価内容	得点化
A	特に優れている	配点×1.00
В	優れている	配点×0.75
С	やや優れている (要求水準以上の提案がある)	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

[※]評価は、審査表内の「審査の視点」欄に記載の内容で行います。

第6 提案者の順位の決定

各提案者の総合審査点をもとに、順位を決定する。ただし、総合審査点が6割に 満たない者は失格とする。

総合審査点が同点の時は、価格審査点が最も高い提案者を選定する。総合審査点及び価格審査点が同点の場合は、委員の投票により決定する。

提案者が1者のみであった場合、総合審査点が6割を満たせば、優先交渉権者と して特定する。

第7 優先交渉権者の決定・公表

審査委員会の決定した提案者の順位を、常滑市指名審査会に報告して優先交渉権者を特定し、代表企業へ個別に通知する。なお、選定に関する問合せや異議申し立ては、一切受け付けないこととする。

審査結果及び客観的評価の結果は、市のホームページにおいて公表する。

別紙1 審査表

	審査項目	審査の視点	配点
1 事業計	①取組方針	1)本事業の目的を正しく理解し、事業者独自のノウハウやアイディアを取り入れた優れた提案がなされているか。 ・取り組みに関する考え方と市の考え方の整合性 ・市にとって有効な事業者独自の提案	3点
		1)本事業の確実かつ効果的な実現に向け、優れた業務実施体制の 提案がなされているか。 ・代表企業を中心とした各構成員の役割と責任分担 ・各構成員の情報共有体制	3点
	②実施体制	2)維持管理業務を担う事業者において、本施設に活かすことができる豊富な維持管理業務の実績があるか。 ・建築物の延床面積が3,000 m以上の地方自治体や国及びそれに類似する機関等の官公庁施設における建築設備の維持管理等業務の実績	2点
		3) 運営業務を担う事業者において、本施設に活かすことができる豊富な運営業務の実績があるか。 ・8,000 食/日以上の提供能力を持つドライシステム運用の学校給食施設※1又は特定給食施設※2の運営業務の実績	3点
直全体	③リスク管 理	1)本事業におけるリスク分析やリスク分担、リスク発生時の対応 策について、優れた提案がなされているか。 ・本事業のリスクの把握とそれを踏まえた対応策(仕様書に示した保 険以外の保険加入、構成員の不測の事態時のリスク対応等)	2点
	④地域経済 への貢献	1) 積極的な地元雇用に対して、優れた提案がなされているか。 ・地元雇用の促進の提案(地元雇用率等)	2点
	⑤環境への 配慮	1)「とこなめゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、省エネルギー・環境へ配慮した具体的な提案がなされているか。 ・省エネルギーやEV車導入等によるCO2の排出削減等の対策 ・残食及び残菜(調理屑・給食食べ残し)を含む廃棄物の減量化や再 資源化への具体的な取組	4点
	⑥市へのサ ポート	1)より良い新学校給食共同調理場としていくための支援や協力 について、具体的な提案がなされているか。・市へのサポートの取組内容の提案(整備に対するアドバイス等)・事業契約期間満了後の引継ぎ等のアフターサービスの提案・市のモニタリングへの協力	3点
1	事業計画全体	本の小計	22 点

- ※1 学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)に定める単独校調理場及び共同 調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和 31年法律第157号)に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支 援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第 118号)に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。
- ※2 健康増進法(平成14年法律第103号)に定める特定給食施設をいう。

	審査項目	審査の視点	配点
	2 開業準備業務	1) 供用開始日から確実に給食を提供するための開業準備に関して優れた提案がなされているか。 ・開業準備業務の具体的な体制 ・職員及び調理員に対する研修の内容、頻度 ・調理・配送リハーサルの方法及び具体的な内容 ・DB事業者(建物、建築設備、厨房機器の各事業者)との連携・協力	8点
2	開業準備業務	多の小計	8点
	3 維持管理業務	1) 安全で効率的な維持管理が実施できる体制や計画に関して優れた提案がなされているか。 ・維持管理業務を担う維持管理責任者の官公庁施設等での維持管理責任者としての業務実績 ・維持管理責任者及び予定技術者の体制及び保有資格 ・予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止についての提案 ・事故や犯罪、火災等を未然に防止するための方策 ・機械警備及び設備異常の発報時の駆け付け体制と連絡体制 ・本施設(給食エリアの日常清掃は除く)の清掃業務の作業内容、頻度に関する方策	5点
3	維持管理業務		5点
4 運	①安全かつ	1) 運営業務実施体制等について優れた提案がなされているか。 ・運営業務を担う総括責任者において8,000 食/日以上の提供能力を持つドライシステム運用の学校給食施設又は特定給食施設での総括責任者としての運営業務の実績 ・配置する責任者の運営業務の実績(アレルギー食、離乳食等)と予定勤務日数 ・従事者に欠員等が発生した場合の連絡体制と、業務を継続するためのサポート体制についての具体的な提案 ・おいしい給食を提供するための方策と継続するための仕組み(セルフモニタリング) 2) 衛生管理について、優れた提案がなされているか。	8点
運営業務	おいしい 給食の提 供	・学校給食衛生管理基準等に基づき衛生管理の徹底を図るための具体的な提案(給食エリアの日常清掃を含む)・衛生検査の内容、頻度等・関係機関の立入検査の結果が不適と認められた際の対応	6点
		3)トラブル対応策(食物アレルギー対応策を除く)と災害時対応について、優れた提案がなされているか。 ・運営業務のトラブルを未然に防ぐ対策(事例に基づくヒヤリハットの把握方法とその改善策等) ・運営業務のトラブルにより、本施設の給食の提供がストップした場合、業務を継続するためのサポート体制についての具体的な提案・災害発生時の炊き出し等の支援に関する提案	5点

審査項目	審査の視点	配点
	4)食物アレルギー対応策と離乳食の提供について優れた提案がなされているか。・食物アレルギー事故が発生しないための具体的な取組・食物アレルギー事故が発生した時の対応・安全に離乳食を提供するための方策	5点
	5) 配送及び回収について優れた提案がなされているか。 ・安定的に配送・回収が可能な体制(2時間以内喫食の実現等) ・配送及び回収時の安全確保(近隣への配慮等) ・配送車の事故や道路封鎖等が発生した場合の連絡体制と業務継続の ためのサポート体制	5点
②食育の 推進	1)食育を推進するための優れた提案がなされているか。・食を楽しく学べるような具体的な提案・市が実施する食育に対する具体的な支援の内容	3点
③従業員の 育成及び 働く意欲 の向上	1)従業員の育成とモチベーションを保つ工夫として、優れた提案がなされているか。 ・従業員を育成するための教育プログラムの具体的な内容 ・従業員の雇用条件(給与額、福利厚生、キャリアアップ、安定雇用 等) ・従業員のモチベーションの維持・向上(就業環境等)につながる工 夫	3点
4 運営業務の/	ト計	35 点

合計:70点